

雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入を証明する書類の提出について

柳川市においては、平成29年度入札参加資格（登録期間 平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）から、申請者の資格要件として、社会保険等の届出義務の履行を設けました。これに伴い、平成29年度建設工事入札参加資格審査申請から、標記書類の提出について、以下のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

1 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書のことである。以下、「経審」という。）により、社会保険等の加入または適用除外であることが確認できる場合

提出するもの 経審で確認できるため、添付書類は不要

2 経審により、社会保険等の加入または適用除外であることが確認できない場合

（1）健康保険と厚生年金保険について確認できない場合

提出するもの 次の①から③のいずれかの書類を添付すること

- ① 双方とも年金事務所で加入している場合は、直近分の保険料納入告知額・領収済通知書の写し、厚生労働省が発行する社会保険料納入証明書の写し又は年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書の写し
- ② 大手企業等の健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の加入証明書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し
- ③ 建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は、建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の写し又は保険料の領収書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し

（2）雇用保険について確認できない場合

提出するもの 次の①から③のいずれかの書類を添付すること

- ① 労働保険概算・確定保険料申告の写し及び領収済通知書の写し又は労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し
- ② 労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇用保険料納入済証明書の写し
- ③ 労働局が発行している労働保険料納付証明書の写し

※ 2の場合となるのは、経審の「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の数値等の欄が「無」となっている場合である。

※ また、2の場合に、社会保険等の加入または適用除外であることが確認できない場合は、競争入札参加資格申請書を受け付けない。